

ナイカルバジン(NICARBAZIN)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	
牛の腎臓												サケ目魚類											
豚の腎臓												ウナギ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類											
												上記以外の魚類											
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等												上記以外の動物											
豚のその他の内臓等																							
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																							
牛の乳																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳																							
牛の乳(脂肪)																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																							
鶏の筋肉	0.2	現行	0.2																		
上記以外の家禽の筋肉	0.5	海外						5			0.5	5-2.6											
鶏の脂肪	0.2	現行	0.2																		
上記以外の家禽の脂肪	0.5	海外									0.5	5-1											
鶏の肝臓	0.2	現行	0.2																		
上記以外の家禽の肝臓	0.5	海外						20			0.5	5-2.6											
鶏の腎臓	0.2	現行	0.2																		
上記以外の家禽の腎臓	0.5	海外						20			0.5	5-2.6											
鶏のその他の内臓等	0.01	薬事	0.01				20	4			0.5	3-1											
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
鶏の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵(卵黄)																							
上記以外の家禽の卵(卵黄)																							

各国の基準値に大きな違いがあることから、現行基準との整合性等を踏まえ調整した。

